

29文情運第3号
平成29年5月23日

文京区長 成澤廣修様



文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

会長 内山忠明



平成29年5月1日付29文總総第104号による平成29年度諮問第1号について、次のとおり答申する。

答 申

1 濟問事項

文京区特定健康診査等実施計画等の策定における国民健康保険加入者の特定健診査等のデータの目的外利用における本人宛て通知の省略について

2 審議会の結論

本件諮問に係る目的外利用をしたことの本人通知の省略について、妥当なものと認める。

3 理由

第3期特定健康診査等実施計画及び保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定は、区民の生活習慣病の予防及び医療費の適正化、並びに効果的かつ効率的な保健事業の実施を目指すものであり、区民の福祉の向上につながるものであることが認められる。

また、個々のデータは情報を匿名化処理することで、個人識別性のない形となっており、その分析・活用にあたっては、統計的な処理がされることによって、個人識別性を失うことが認められ、かつ対象となる個人情報は、約4万7千件以上と大量であることから、本件目的外利用について本人への通知は省略して差し支えないものと認める。

ただし、本件において目的外利用する情報は、個人別の傷病情報、診療行為等医療にかかるセンシティブかつプライバシーの核心となる情報であるため、その取り扱いには慎重な配慮が求められることは当然であるが、当該計画策定における目的外利用が適切な措置のもとに行われていることについて、ホームページ等において、広く周知を図る必要がある。